二　第七条の四第一項第二号ロの設備又は措置の異常時に警報を発する措置

三　第七条の四第一項第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置

四　第七条の四第一項第二号ニの目視により確認できる措置（同条第二項第二号で準用するものを含む。）

五　第七条の四第一項第二号ホの顧客に対し必要な指示を行うための措置（同条第二項第二号で準用するものを含む。）

六　第七条の四第一項第二号への必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置（同条第二項第二号で準用するものを含む。）

七　第七条の四第一項第三号の製造設備の運転を自動的に停止するための措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。）

八　第七条の四第一項第四号の車両の停止位置の表示（同条第二項第一号で準用するものを含む。）

九　第七条の四第一項第五号のディスペンサーの操作方法の表示（同条第二項第一号で準用するものを含む。）

十　第七条の四第一項第六号の人体に蓄積された静電気を除去する措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。）

二　監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三　監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

四　監視所に講じた目視により確認できる措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

五　監視所に講じた顧客に対し必要な指示を行うための措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

六　監視所に講じた必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置の状況を目視又は記録により検査し当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

七　監視所に講じた機能が失われたときに製造設備の運転を自動的に停止するための措置の状況を図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

八　ディスペンサーの周囲の地盤面に講じた車両の停止位置の表示の状況及び維持管理状況を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

九　ディスペンサーに講じたディスペンサーの操作方法の表示及び維持管理状況を目視により検査する。

十　ディスペンサーに講じた人体に蓄積された静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。